

## 農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について

平成 17 年 12 月 7 日  
農林水産省農村振興局  
整備部長通知

基本方針の第 1 の「公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項」について

土地改良施設は、工事完成後、行政機関等による公的管理が行われる場合もあるものの、多くの施設が土地改良区（受益農家）により管理されるものである。

したがって、工事にあたっては、行政機関等による公的管理が前提となる他の公共施設に比較し、維持管理の容易さ、維持管理コストの縮減等の配慮が特に重要であることなどから、公共工事及び公共工事の調査設計に関する品質確保の取り組みにあたっては、これら農業農村整備事業の特性を十分配慮しつつ実施していくことが必要である。

基本方針の第 2 の「公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針」について

### 1 「発注関係事務の適切な実施」について

農業農村整備事業の事業主体は、工事の品質確保のため、有資格者名簿作成、仕様書及び設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、工事中及び完成時の施工状況の確認・評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。特に、工事は農村地域の自然的、社会的な制約条件を受けて実施されることから、これらの制約条件を仕様書等に明示しておくことが重要であるとともに、発注者は競争参加者の技術的能力を適切に審査すること及び工事の内容に応じ競争参加者に技術提案を求めることに努めなければならないことから、発注関係事務が複雑化してくる。

したがって、発注関係事務を行うにあたって、発注者自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、法第 15 条に基づき発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者（都道府県土地改良団体連合会などの公益法人）の能力を積極的に活用するなど発注関係事務を適切に執行することにより、公共工事の品質確保に努めるものとする。

### 2 「技術的能力の審査の実施に関する事項」について

#### (1) 「有資格者名簿の作成に際しての資格審査」について

地方農政局の有資格業者名簿作成時における資格審査は、経営事項審査結果の客観点数と過去の工事成績評定等に基づく主観点数に基づいて行っているところであり、主観点数の算定にあたっては、工事实績、工事成績評定、工事規模、工事の難易度、技術提案の有無等を審査項目として考慮しているところである。

基本方針において、主観点数の算定にあたっては、防災活動への取組み等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目として考慮することとなっている。現在、工事成績評定において地域への貢献度を評価しているところであるが、さらに農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型直営施工への支援活動、防災活動等の地域活動への取組みを主観点数に反映させるため、評価項目や評価基準等について、資格点数の次期改訂（地方農政局においては平成19年度）を見据え検討を行うこととする。

## （２）「個別工事に際しての技術審査」について

これまで地方農政局の工事発注にあたっては、競争参加者の技術的評価を行うため、施工実績、配置予定技術者の経験・資格、工事成績、施工計画等を審査しているところである。配置予定技術者の技術的能力、資格の審査にあたっては、単に求める資格の有無のみならず、農業農村整備事業の目的、工事特性等に対する理解度の向上及び日々進歩する技術に的確に対応し技術的能力の開発・向上を図っているかどうかの視点から、農業農村整備事業に関する継続教育（CPD）の取得状況についても評価を行うものとする。その際には当該配置予定技術者の継続教育への取組み状況が把握できるよう、競争参加者から証明書の提出を求めるものとする。

## 3 「技術提案の審査・評価の実施に関する事項」について

### （１）「技術提案の求め方」について

競争に参加しようとする者に対して技術提案を求める場合の方法は（別紙１）のとおりであり、「簡易型」、「従来型」、「高度技術提案型」に分類される。簡易型及び高度技術提案型の実施手続きについては、国において早急に整備を行うとともに地方農政局においてモデル工事の試行を行うこととする。

技術提案の評価項目については、農業農村整備事業で整備された施設は土地改良区等地元農家により管理される場合が多いことなど農業農村整備事業の特性を踏まえ、「維持管理の容易さ」、「ライフサイクルコストの縮減」、「環境との調和への配慮」などを重視し、評価項目と具体的な評価基準の設定手法の整備を図っていくこととする。

## (2) 「技術提案の適切な審査・評価」について

総合評価においては、技術評価点数と価格評価点数のバランスが重要である。

特に、新たな取組みである一般的な工事に適用する総合評価(簡易型)については、施工計画、品質管理等の項目に関する「技術提案」とともに、競争参加者の同種・類似工事の経験、工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験等の「技術的能力」についても審査し、「価格」との総合評価を行うこととなるが、評価の際に「技術提案」、「技術的能力」、「価格」それぞれの評価点数がバランスがとれたものとなるよう各評価項目の配点を工夫するものとする。

また、地方農政局が発注する工事で行う総合評価において、技術提案を評価する加算点(技術評価点数)の配点割合を現在10%で運用しているところであるが、当面、工事の内容に応じて試行的に30%まで拡大することにより、民間の優れた技術力の導入を促進するとともに、今後、総合評価の実績を積み重ね結果を分析することにより、加算点の配点割合の拡大について検討していくものとする。

なお、農地・農業用水等の資源保全、農村環境保全、住民参加型直営施工への支援活動、防災活動等の地域活動への取組等により蓄積された経験等地域要件を評価する具体的な運用方法(評価項目、評価基準の明確化)について検討を行うことにより、企業の地域貢献活動を適正に評価し、企業の地域貢献活動への積極的な取組みを促進する。

## (3) 「技術提案の改善」について

地方農政局発注工事で行う総合評価を活用した入札・契約にあたって、技術提案を求める場合には、必要に応じて技術提案のヒアリングを行っているところである。総合評価方式の適用にあたっては、簡易型以外の全ての場合について競争参加者からの技術提案の審査の過程で技術提案の改善を求め、改善を提案する機会を与えることに努めるものとする。

## (4) 「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」について

高度な技術等を含む技術提案を求めた場合には、技術提案を審査の上、技術提案を参考に予定価格を作成できるよう実施手続き等の整備が必要であるが、このため、地方農政局において、モデル事業に取り組むとともに課題を整理した上で、国において実施要領等について早急に整備を行うものとする。

## 4 「中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項」について

地方農政局が発注する工事において、総合評価を行う際には、技術提案の内容を審査するため、技術審査会を設け技術提案の内容を適正に審査しているところであり、その際には必要に応じ総合評価において学識経験者からの意見を聴くことになっている。基本方針において、総合評価の実施方針、複数の工事に共通する評価方法を定めるときは、学識経験者の意見を聴くこととされたことから、この際には必ず2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。さらに、高度技術提案型にあっては個別工事毎に評価方法、落札者決定に際しても学識経験者の意見を聴くものとし、その手続き方法について検討する。

なお、学識経験者の意見を聞く場を設けることができない市町村に対しては、都道府県が支援を行うなどの工夫、あるいは法第15条による発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の活用等を検討することが必要である。

また、地方農政局は地方公共団体が意見を求める学識経験者の選定にあたって協力するものとする。

#### 5 「工事の監督及び検査並びに施工状況の確認・評価に関する事項」について

工事検査及び工事成績評定は、農業農村整備事業の工事工種の特性を踏まえて行う必要があることから、必要な要領や技術基準について、農業農村整備事業の発注者間で相互利用できるもの等については連携し、標準化を図るものとする。標準化にあたっては、「農業農村整備事業工事等の品質確保に関する協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)において検討していくこととする。

また、公共工事の品質確保のため工事途中で必要に応じて行う技術検査については、適用工事の規模、工種等を含め、その実施手続き等について早急に整備するものとする。

#### 6 「発注関係事務の環境整備に関する事項」について

農業農村整備事業における各発注者が、技術提案の適切な審査・評価、工事監督・検査、工事成績評定等に関する基準や要領の整備が困難な場合には、地方農政局発注工事において活用されている資料を活用できるよう地方農政局、都道府県が必要に応じて支援を行うが、支援にあたっては、協議会を活用し、意見の集約及び支援策の検討を行うものとする。その際には、必要に応じて、工事の発注に関して市町村等への豊富な支援実績を有する都道府県土地改良事業団体連合会との連携を図るものとする。

また、競争参加者の技術的能力を公正かつ効率的に行うため、農業農村整備事業の工事工種、工事の施工内容を踏まえた工事成績評定等に関するデータベースの整備、利活用についても協議会において検討する。

## 7 「調査・設計の品質確保に関する事項」について

調査及び設計の品質確保のために、競争参加者に技術提案を求め、技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式の活用を一層推進する。技術提案を求めない場合においても、競争参加者の指名等にあたっては、事前に競争参加者の業務実績、業務成績、配置予定技術者（管理技術者、照査技術者）の資格・経験など技術的能力を適正に評価するものとする。なお、配置予定技術者の技術的能力資格の審査にあたっては、単に求める資格の有無のみならず、日々進歩する技術に的確に対応し技術的能力の開発・向上を図っているかどうかの視点から、農業農村整備事業に関する継続教育（CPD）の取得状況についても評価を行うものとする。その際には、当該配置予定技術者の継続教育への取り組み状況が把握できるよう、競争参加者から証明書の提出を求めるものとする。

また、業務の実施にあたっては、監督、検査を適切に行うとともに、業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うことが必要である。農業農村整備事業の公共工事の発注者である地方農政局、都道府県、市町村それぞれで作成された業務成績評定について、相互に活用できるようにすることが、競争参加者の技術的能力を審査する上では不可欠である。現在、稼働しているAGRIS（農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス）は、農業農村整備事業の工事工種に応じたデータベース化がなされていることから、その普及を促進（AGRISへの登録及びデータ活用の促進）するとともに、必要に応じてシステムを改良していくことが重要である。なお、データベースの活用にあたっては、前提となる業務成績評定要領等の整備が不可欠であり、協議会において、その標準化等についても今後検討する。

また、調査及び設計業務に関する工事監督・検査等に関する要領等を整備していない市町村も多いことから、市町村がこれら要領等を整備するにあたり地方農政局及び都道府県は支援を行うものとする。

## 8 「発注関係事務を適切に実施することができる者の活用」について

### (1) 「国・都道府県による支援」について

農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する相談窓口を、地方農政局においては「地方農政局整備部設計課」と「土地改良技術事務所」に置くとともに、都道府県においては「農業農村整備事業関係課」に置いて、市町村等の取組みの支援を円滑に行うものとする。

さらに、「土地改良技術事務所」は、公共工事の品質確保に関する地方公共団体等からの支援要請及び情報の収集・提供に迅速かつ的確に対応できるよう体制整備を進め

るものとする。

また、発注関係事務を適切に行うことができる職員の育成等のため、地方農政局、都道府県は連携して市町村職員に対する技術力向上のための研修の充実を検討する。

## (2) 「国・都道府県以外の者の活用」について

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者については、当面、公共工事の設計、積算、工事監督等の支援等を行うことができる公益法人等に限定されている。農業農村整備事業に関しては、農業農村整備事業に精通しかつ多くの技術者を有し、市町村等に対し工事の設計、積算、工事管理等の豊富な支援実績がある都道府県土地改良事業団体連合会がある。

また、都道府県土地改良事業団体連合会以外の公益法人を活用するときには、農業農村整備事業全般に対する知見、工事の対象となる施設に対する技術的能力等に配慮しつつ、入札・契約に密接に関係する部分への支援を含むため、公平性、中立性、法令の順守、秘密保持の確保ができる公益法人を選定する必要がある。

なお、民間を含む外部機関の取扱いについては、今後、協議会でそのあり方について検討する。

## 9 「施策の進め方」について

発注者間の協力体制の強化（別紙2）を図るため、各地方農政局毎に地方農政局と都道府県で構成する協議会を設置し、市町村等の発注者を支援するための方策等を検討することとする。さらに、各ブロックの代表者から構成する「全国協議会（仮称）」を設置（別紙3）することとする。

協議会での検討事項は、次のとおりとする。

- ・発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、研修等について
- ・発注者による発注関係事務を適正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力について
- ・データベース等の活用、運用及び情報収集について
- ・工事及び業務の入札契約に係る要領、参考図書の標準化及びマニュアル等の作成について
- ・技術者の技術的能力の向上について
- ・その他農業農村整備事業における工事等の品質確保に関することについて

また、公共工事の品質確保に関する国の取組みは、地方公共団体及び発注関係事務を行うことができる都道府県土地改良団体連合会等において活用できるとともに、今後の

取組みの参考になることから、地方公共団体等に対して、土地改良技術事務所等を通じて関係資料等の積極的な情報提供を図っていくこととする。